

法人が認定・特例認定NPO法人に寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

○特別損金算入限度額の適用について

法人が認定NPO法人等に寄附をすると、一般のNPO法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

1. 認定・特例認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

- ①資本がある法人(期末資本金の額×0.375%＋所得金額※×6.25%)×1/2
- ②資本がない法人 所得金額※×6.25%

2. 一般の寄附金に係る損金算入限度額

- ①資本がある法人(期末資本金の額×0.25%＋所得金額※×2.5%)×1/4
- ②資本がない法人 所得金額※×1.25%

※所得金額＝所得金額(当期純利益に税務調整をした額)＋寄附金の支出額

個人が認定・特例認定NPO法人に寄附した場合

個人が認定・特例認定NPO法人(以下、認定NPO法人等)に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

1. 個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

①所得控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除(所得控除)額

(注)寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

②税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄附金の額の合計額－2千円)×40%＝税額控除額

(注1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2)税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

2. 認定NPO法人等に対する寄附金のうち条例で指定されている寄附金や、NPO法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で個別に指定されている寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

(寄附金の額の合計額－2千円)×10%＝税額控除額

(注1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です。

(注2)条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

個人が認定・特例認定NPO法人に寄附した場合のモデルケース

所得控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、所得税400円税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、所得税800円税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、所得税1,600円税額が減少

(計算式)

所得税額の減少額

⇒ 課税所得 × 所得税率 - (課税所得 - (寄附金 - 2千円)) × 所得税率

税額控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、所得税3,200円税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、所得税3,200円税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、所得税3,200円税額が減少

(計算式)

所得税額の減少額

⇒ (寄附金額 - 2千円) × 40%

なお、税額控除の上限は所得税額の25%